

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 湖南行政センター	1 収入事務について (1) 調定事務 行政財産使用料の算出に誤りがあった。 行政財産使用料の算出については、郡山市行政財産使用料条例第2条及び別表備考3の規定に基づき、面積は0.01㎡未満の端数を切り捨てて計算するが、小数点以下を切り上げて算出した額を使用料として調定しているものがあった。	措置（完了）	正しい算出額との差額につきましては、速やかに追徴事務を行うとともに、市条例に基づき適正な事務執行に改めました。  令和元年9月30日措置通知 市長
2 湖南行政センター 中田行政センター	(2) 徴収事務 手数料徴収に適切でないものがあった。 簡易水道に係る手数料については、郡山市簡易水道条例第29条の規定に基づき、申込みの際に手数料を徴収しなければならないが、申込みの際に徴収していなかった。	措置（完了）	(湖南行政センター) 指摘の手数料徴収につきましては、市条例に基づき適正な事務処理に改めました。 (中田行政センター) 簡易水道に係る手数料につきましては、申込者から申込の際にこれを徴収するよう改めました。  令和元年9月30日措置通知 市長
3 園芸畜産振興課 三穂田行政センター	2 支出事務について (1) 支出一般 見積書や納品書を受領せず支出命令をしているものがあった。 見積書や納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。	措置（完了）	(園芸畜産振興課) 指摘があった点は、市財務規則に基づき、支出の根拠となる見積書及び納品書の受領について適正な事務処理に改めました。 (三穂田行政センター) 指摘があった点は、市財務規則に基づき、支出の根拠となる見積書及び納品書の受領について適正な事務処理に改めました。  令和元年9月30日措置通知 市長
4 総合地方卸売市場 管理事務所	(2) 旅費支出事務 附属機関の委員の旅行に係る費用弁償に誤りがあった。 委員が公務のため市の区域内を旅行したときは、地方自治法第203条の2第3項、郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項、第3項及び郡山市職員等の旅費に関する条例第2条第1項第4号の規定に基づき、公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行する場合に費用を弁償するが、住所を離れていない委員に対し、費用を弁償しているものがあった。	措置（完了）	該当委員に対しては、速やかに旅費の支給は行わないことを説明し了承を得るとともに、根拠法令等に基づき適正な事務処理に改めました。  令和元年9月30日措置通知 市長
5 総合地方卸売市場 管理事務所	(3) 精算事務 概算払に係る資金の精算をしていないものがあった。 概算払を受けた職員は、郡山市財務規則第78条第1項の規定に基づき、支払の日、帰庁の日又は旅行命令が取消された日から7日以内に精算書を作成し、これにより精算しなければならないが、旅行命令が取消された日から7日以内に精算していないものがあった。	措置（完了）	指摘のあった点は、市財務規則に基づき、適正な事務処理に改めました。  令和元年9月30日措置通知 市長
6 道路建設課 総合地方卸売市場 管理事務所	(4) 補助金等交付事務 ア 概算払の明記がない申請に対し、概算払をしているものがあった。 補助金等を概算払の方法により交付する場合は、郡山市補助金等の交付に関する規則第4条の2第2項の規定に基づき、補助金等交付申請書にその旨を明記したものを受理しなければならないが、概算払の明記がない申請に対し、概算払をしているものがあった。	措置（完了）	(道路建設課) 申請者に対し、概算払の必要がある補助金については補助金等交付申請書にその旨明記するよう説明し、令和元年度補助金は概算払の明記がある申請書を受理した上で概算払を行いました。 (総合地方卸売市場管理事務所) 指摘を受けた申請については、申請者に対して補助金等交付申請書の記載方法について記載例を配布の上説明を行い、適正に事務処理をしております。今後も補助金等の交付に関する規則に基づき適正な事務処理に努めてまいります。  令和元年9月30日措置通知 市長

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
7 道路建設課	<p>イ 団体の歳入歳出予算及び事業計画の承認前に、負担金を交付しているものがあった。</p> <p>団体等への補助金等交付については、補助金等交付事務マニュアルに則り、適正に事務を執行しなければならないが、団体の総会承認前の歳入歳出予算及び事業計画により、負担金を交付しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>平成31年4月1日付けで補助金等交付事務マニュアルが改正され、補助金等の支払いについて、団体の総会において承認された事業計画書及び収支予算書の提出後を原則とするものの、総会開催までの補助対象事業の執行に支障を及ぼす場合は書類の提出前でも支払うことができるものとされました。</p> <p>指摘の団体は自己資金がなく、総会の開催等事業実施に支障を来すことが認められたことから、補助金等交付事務マニュアルに則り、補助金等交付申請書に添付する事業計画書及び収支予算書は総会に提出する内容と相違ない旨奥書証明があるものを受理し、平成31年度負担金を交付しました。</p> <p>なお、当該団体の総会は令和元年7月29日に開催され、総会において承認された事業計画書及び収支予算書の提出があったので、申請書類と併せて保管しています。</p> <p>令和元年9月30日措置通知 市長</p>
8 総合地方卸売市場管理事務所	<p>3 契約事務について</p> <p>(1) 入札事務</p> <p>入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。</p> <p>普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の7第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならないが、入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第25条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>指摘のあった契約事務においては、執行の書類を作成する際にチェックシートを作成し、複数人で書類への記載漏れが無いことを確認する体制を整備しました。今後も根拠法令等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>令和元年9月30日措置通知 市長</p>
9 湖南行政センター	<p>(2) 契約締結事務</p> <p>ア 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。</p> <p>普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定に基づき、契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないが、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>指摘のあった点は、市契約規則に基づき適正な事務執行に改めました。</p> <p>令和元年9月30日措置通知 市長</p>
10 湖南行政センター 熱海行政センター 中田行政センター	<p>イ 契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。</p> <p>契約権者は、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならないが、その契約書には郡山市契約規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えたものでなければならないが、必要な書類が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。</p>	措置（完了）	<p>(湖南行政センター)</p> <p>指摘のあった点は、市契約規則に基づき適正な事務執行に改めました。</p> <p>(熱海行政センター)</p> <p>契約事務については、契約書作成の際に複数名での確認を徹底し、市契約規則の規定により適正に契約締結を行っております。</p> <p>(中田行政センター)</p> <p>契約書作成に際しては、市契約規則に基づき、適切に事務処理を行っております。</p> <p>令和元年9月30日措置通知 市長</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
11 熱海行政センター	(3) 物品調達契約事務 郵券の調達が適切でないものがあつた。 課長は、必要があると認めるときは、郡山市財産規則第53条第3項の規定に基づき、直接調達に係る契約の事務を行わなければならないが、私費で購入した郵券を所掌する事務に使用していた。	措置(完了)	私費で購入した郵券につきましては、速やかに公費で郵券を購入し、返還するとともに、チェック体制を強化し、市財産規則の規定により適正な事務処理を行っております。  令和元年9月30日措置通知 市長
12  農業政策課 園芸畜産振興課 園芸振興センター 逢瀬行政センター 湖南行政センター 熱海行政センター	4 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 ア 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあつた。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。	措置(完了)	(農業政策課) 今回指摘があつた行政財産目的外使用許可による財務会計システムの登録につきましては、市財務規則に基づき、速やかに登録いたしました。また、再発防止策として、許可内容を財務会計システムに登録確認するためのチェックリストを作成し、複数人で登録漏れが無いことを確認する体制を整備しました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。 (園芸畜産振興課) 今回指摘があつた行政財産目的外使用許可による財務会計システムの登録につきましては、市財務規則に基づき、速やかに登録いたしました。また、再発防止策として、許可内容を財務会計システムに登録確認するためのチェックリストを作成し、複数人で登録漏れが無いことを確認する体制を整備しました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。 (園芸振興センター) 今回指摘があつた行政財産目的外使用許可による財務会計システムの登録につきましては、市財務規則に基づき、速やかに登録いたしました。また、再発防止策として、許可内容を財務会計システムに登録確認するためのチェックリストを作成し、複数人で登録漏れが無いことを確認する体制を整備しました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。 (逢瀬行政センター) 指摘のあつた行政財産目的外使用許可の内容を直ちに財務会計システムに登録し、処理を行いました。 (湖南行政センター) 未登録分につきましては、速やかにシステム登録いたしました。 今後は、市財産規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。 (熱海行政センター) 行政財産目的外使用許可による財務会計システムへの登録につきましては、市財産規則の規定に基づき、速やかに登録いたしました。 今後は複数の職員によるチェック体制のもと、登録漏れの無いよう確認を徹底してまいります。  令和元年9月30日措置通知 市長
13 熱海行政センター	イ 行政財産目的外使用許可申請者の納税状況を確認せず使用許可をしていた。 公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可申請があつたときは、郡山市財産管理事務要領第8条第4項の規定に基づき、申請者に市税の滞納があるときは、許可しないものとするが、納税状況の確認をせず許可を行っていた。	措置(完了)	申請者の納税状況の確認につきましては、使用許可を行う前の平成30年3月30日時点に遡及し、滞納が無いことを確認いたしました。 今後は、市財産管理事務要領に基づき、複数の職員による納税状況の確認を徹底するよう、適正な事務処理に改めました。  令和元年9月30日措置通知 市長

平成30年度 第3回定期監査（平成31年3月29日報告） 【指摘事項】

対象部局：農林部、建設交通部、行政センター

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
14 農地課	5 その他の事務について (1) 占用許可事務 占用の期間が記入されていない許可申請書を受領し、許可しているものがあった。 占用期間が記入されていない法定外公共物占用等許可申請書を受領し、許可決定をしているものがあった。	措置（完了）	申請書に占用期間を明記し、適正に事務処理をいたしました。また、再発防止対策として申請書の内容確認のためのチェックリストを作成し、複数の職員によりチェックできる体制といたしました。  令和元年9月30日措置通知 市長
15 総合地方卸売市場管理事務所	(2) 使用許可事務 行政財産の目的外使用許可に必要な事務手続きをしていないものがあった。 公有財産管理権者は、用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可する場合、郡山市財産規則第26条第3項及び第4項の規定に基づき、行政財産の使用の許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可書を交付しなければならないが、それを行わずに使用許可をしているものがあった。	措置（完了）	指摘のあった使用許可事務につきましては、市財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可による事務手続きに改めました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。  令和元年9月30日措置通知 市長

平成30年度 第3回定期監査（平成31年3月29日報告） 【意見】

対象部局：農林部、建設交通部、行政センター

該当所属	監査の結果（意見）
1 全部局	<p>1 適正な財務事務の執行について</p> <p>定期監査においては、財務事務が、関係法令等を遵守し、適正に執行されているかを監査している。今回の監査では、特に、支出に係る事務において、見積書及び納品書などの書類に日付がないものや記載が不備なもの等、不適正なものが散見された。これらの書類は、支出の根拠となる重要な書類であり、郡山市財務規則等の規定に従い、整備されなければならない。これらの証拠書類は、起案する職員、上席者、支出権者が確認したのち、出納機関の審査を経て支出を決定するための根拠となるものである。</p> <p>しかし、実際には、証拠要因を欠く書類により支出が決定され、公金が支出されている状況であり、出納機関及び支出権者のチェック機能が有効に働いていないと言わざるを得ない。</p> <p>については、財務事務の執行にあたっては、公金を取り扱っているという自覚を持ち、公務員としての責務を全うするとともに、その事務を執行する根拠法令を認識し、それに沿った事務を確実に執行できるよう、実現可能で実行性のある再発防止策について検討されたい。</p>
措置・対応状況の別	内 容
対応状況	<p>財務事務については、これまでも庶務担当者研修会等において、適正な執行について周知してまいりましたが、不適正な事務の再発防止には、事務に関わる全ての職員一人一人が、改めて公金を取り扱っている自覚を持ち、財務事務の重要性を再認識する必要があることから、直接事務を担当する職員はもとより、その上司、決裁権者に対し関係法令の遵守、適正な事務処理について、令和元年9月25日付で改めて周知徹底いたしました。</p> <p>また、今後におきましても、毎月、全部署に送付している支出関係の通知等に定期監査の指摘事項を記載するなど、機会をとらえ注意喚起を行ってまいります。</p> <p>令和元年9月30日対応状況報告 市長</p> <p>財務事務については、これまでも庶務担当者研修会等において、適正な執行について周知してまいりましたが、不適正な事務の再発防止には、事務に関わる全ての職員一人一人が、改めて公金を取り扱っている自覚を持ち、財務事務の重要性を再認識する必要があることから、直接事務を担当する職員はもとより、その上司、決裁権者に対し関係法令の遵守、適正な事務処理について改めて周知徹底いたしました。</p> <p>また、今後におきましても、毎月、全部署に送付している支出関係の通知等に定期監査の指摘事項を記載するなど、機会をとらえ注意喚起を行ってまいります。</p> <p>令和元年10月2日対応状況報告 教育委員会</p>